

入札参加資格停止措置について

3. 入札参加資格停止業者：株式会社トーワ技研工業

住所：大阪府大阪市淀川区宮原 1－18－20

2. 入札参加資格停止期間：令和 7 年 8 月 1 4 日から令和 7 年 1 1 月 1 3 日まで（3 カ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1

4. 事実概要：

株式会社トーワ技研工業は、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。

（1）株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注の工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた A 氏を専任の主任技術者として配置したことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

（2）株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注の A 工事において、建設業法第 2 2 条第 2 項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

また、大阪市発注の B 工事において、建設業法第 2 2 条第 2 項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。さらに、B 工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた C 氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しないなど（また、C 氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった）、建設業法第 2 2 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。以上のことが建設業法第 2 8 条第 3 項に該当するとして、大阪府より 2 2 日間の営業停止処分を受けた。

5. 入札参加資格停止措置理由：

上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 1 0 号（建設業法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措 置 要 件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分	
地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課